

食安輸発第0124001号

平成20年 1 月 2 4 日

各検査所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成19年3月30日付け食安輸発第0330001号（最終改正：平成20年1月17日付け食安輸発第0117001号）により実施しているところですが、本日、「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件」（平成20年1月24日厚生労働省告示第13号）が公布され、農薬キノキシフェンに係る残留基準が改正されたことに伴い、米国産いちご及びその加工品（簡易な加工に限る。）を検査命令の対象から除外し、同通知の別表1を別添のとおり改めますので、御了知の上、関係業者への周知方よろしくをお願いします。